

令和2年度

第5回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

第5回総会議事録

1 開催日時 令和2年8月18日（火）午後2時30分から午後3時20分

2 開催場所 職員会館大会議室

3 出席委員（20人）

会長 13番 西ヶ谷量太郎

会長職務代理者（副会長）12番 徳田 雅亮

委員 1番 伊藤 修司 2番 遠藤 公夫 3番 大石 雅章

4番 大石 泰子 5番 大塚 師輝 6番 佐藤 直美

7番 佐藤 操 8番 白岩 正行 9番 杉山 寿朗

10番 鈴木 茂樹 11番 鈴木 長一 14番 西子 親慶

15番 仁藤 雅巳 16番 堀越 隆正 17番 牧野 正昭

18番 松永 一雄 19番 望月 芳明 20番 山田 常己

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第26号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第28号 非農地証明申請について

議案第29号 買受適格証明願いについて（3条）

報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第21号 農地法第4条第1項第8号及び同法第5条第1項第7号の規定
による届出について

報告第22号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第23号 相続税納税猶予の関する適格者証明願いについて

5 農業委員会事務局職員

事務局長 青島 浩義、次長 山本 正浩、次長補佐兼農政係長 水嶋 成彦、主査 田杉 真里、
農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、副主幹 小林 満明、主査 山本 昌明、主幹兼農地係長
望月 嘉里、主査 松永 文雄、主査 竹本 公彦、主任主事 奥山 雅吉、主任主事 石川 尚美

6 会議の概要

議長 ただ今から令和2年度第5回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日は、

委員20名全員での開催です。それでは、静岡市農業委員会総会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

19番 望月 芳明委員、20番 山田 常己委員にお願いいたします。次に委員の皆様にお願ひがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いいたします。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告の上、ご発言ください。それでは、最初に議案第25号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 【議案第25号朗読】

申請は2ページに記載のとおり9件でございます。

議長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 2班です。整理番号34番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、贈与による所有権移転です。整理番号35から39番、葵区の案件です。申請事由ですが、譲受人は法人を設立し農業参入したく、譲渡人は、要望に応えるとのことです。農地所有適格法人の4要件を満たします。作付け予定作物は、茶です。この案件については、地区審査会で現地調査及び聞き取り調査を行いましたので、後ほど班長から報告があります。

2番 以上、職員から説明がありました6件のうち、整理番号35番から39番については、現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告します。申請人は主に農産物の生産、製造、加工、販売を行う法人で、主要作物はお茶です。農業従事者は2名で、法人で2年間お茶の販売に関わる仕事をしていました。また、農業の技術や経営方法に関する研修を全国各地、延べ7ヶ所で受講しています。生産設備については、今後、茶農業協同組合が解散する予定であるため、その工場や機械をそのまま引き継ぎ使用するとともに、新しい設備を導入しています。今年度については、周辺地域の生葉の受入れ及び荒茶を製造し、製造した荒茶を首都圏や海外に販路を持つ法人へ全量販売しました。今後は、生葉生産にも力を入れていき、徐々に周辺の荒廃茶園の再生も考えているとのことです。以上のことから、2班としては、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

事務局 4班です。整理番号40番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、親から子への生前贈与による所有権移転です。整理番号41番、駿河

区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、親から子への生前贈与による所有権移転です。整理番号42番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は要望に応え、駿河区の一つ目は贈与による所有権移転、駿河区の二つ目は使用貸借権設定をしたく、申請に及んだものです。

5番 　　ただいま事務局から説明ありました3件につきまして、4班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 　　これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 　　発言もないようですので、議案第25号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 　　議案第25号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第26号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第26号朗読】**

申請は4ページに記載のとおり3件でございます。

議 長 　　それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局 　　1班です。整理番号5番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。申請事由ですが、現在、居住している住宅の老朽化に伴い建て替えしたく申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われれます。

7番 　　以上、職員から説明がありました1件につきましては、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事 務 局 　　整理番号6番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請者が高齢であり、田から果樹に耕作を切り替るため、盛土による畑地造成をしたく、申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断され、隣接農地への被害防除、排水等については特に問題ないと思われれます。なお、転用期間は5ヶ月間です。一時転用後は、みかん畑として作付けする作付確約書が提出されています。隣接土地所有者には説明済となっています。整理番号7番、清水区の案件です。内

容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請者が高齢となり不耕作となっていたこと、また、県道に面しており利便性もよいことから、法人から駐車場兼資材置場として借用したいとの話を受け、貸露天駐車場兼貸露天資材置場といたく、申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断され、隣接農地への被害防除、排水等については特に問題ないと思われま。

1 番 以上、職員から説明がありました2件につきましては、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会からの説明について、発言のある方は挙手をお願ひします。

議 長 他に発言もないようですので、議案第26号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第26号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第27号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願ひします。

事務局長 **【議案第27号朗読】**

申請は6ページに記載のとおり5件でございます。

議 長 この議案の中に出席委員に関する案件がありますので、まず初めに、整理番号34を審議します。農業委員会等に関する法律に議事参与の制限が規定されていますので、委員は一時退席をお願ひします。

(委員退席)

議 長 それでは、地区審査を行いました2班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願ひします。

事務局 2班です。整理番号34番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は建設業を営む法人です。申請事由ですが、現在会社の敷地内で使用している資材置き場が手狭となり、新たな資材置き場を探していたところ、土地所有者と話がまとまり申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断され、代替性の検討もされ、隣接農地への被害防除、排水等については、問題がないと思われま。

2 番 以上、職員から説明がありました整理番号34番につきましては、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会の2班からの説明について、発言のある

方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第27号中整理番号34について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第27号中整理番号34について、原案のとおり決定いたしました。一時退席中の委員には、自席にお戻りいただきます。

(委員着席)

議長 それでは、議案第27号中整理番号34を除く4件について、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号31番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、現在、借家で生活しておりますが、手狭になり住宅を建築したく土地を探していたところ、所有者と話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号32番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、賃借権の設定です。申請事由ですが、現在、林業を営んでいる法人であります。申請地区に当組合の拠点となる貯木場を設けたく探していたところ、所有者と話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。

7番 以上、職員から説明がありました2件につきましては、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局 2班です。整理番号33番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は、農産物の生産、及び、加工販売を行っており、申請地北側の農地を賃借して営農しています。これまで道路沿いに駐車して農作業を行っていたところ苦情があり、駐車場敷地を探していたところ、土地所有者と話しがまとまり申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断され、代替性の検討もされ、隣接農地への被害防除、排水等については、問題がないと思われます。

2番 以上、職員から説明がありました1件につきましては、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局 3班です。整理番号35番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者

は、骨材販売業を営む個人事業主です。資材置場及び駐車場が不足していることから、新たに資材置場及び駐車場を確保したく、今回土地所有者と話がまとまり申請に及んだものです。申請地には、ダンプトラック 2 台、骨材等外資材を置く予定です。農地区分は第 2 種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性についても検討済となっています。この案件については、地区審査会で現地調査を行いましたので、後ほど班長から報告があります。

1 番 以上、職員から説明がありました整理番号 3 5 番の案件につきまして、地区審査会で現地調査を行いましたので、報告いたします。申請地の使用用途としては、ダンプトラック 2 台と碎石、砂利などの骨材や、その他資材置場として使用します。また、碎石、砂利は一時的に置き、置き方は、法面から一定距離をおいた場所に、高さを 1 m 程度に抑えた形で置きます。被害防除については、隣地との境界はコンクリート及び、ブロックによる土留め見切工が設置されていました。また、実際に使用する部分、有効面積部分である平面と法面との境には、杭及びロープを設置します。排水については、自然浸透となっています。なお、申請地全体が山側に傾斜しており、最終的には東側道路横の側溝に流れます。法面の強度については、安定勾配となっており、問題ありません。周囲が農地になっていることについては、南側及び西側は高低差があり、農地は分断されていると解されます。隣地の土地所有者への説明については、説明済となっています。以上のことから 3 班として許可相当と判断します。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 2 番 整理番号 3 5 番について、三方農地ではないのか。
事 務 局 説明の中で、法面の話がありましたが、法面の部分で分断できるので、三方農地ではありません。

1 2 番 高さ等の基準は、あるのか。
事 務 局 周りの状況の判断になります。
議 長 他に発言もないようですので、議案第 2 7 号中整理番号 3 4 を除く 4 件について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第 2 7 号中整理番号 3 4 を除く 4 件は、原案のとおり決定いたしました。し

たがいまして、議案27号は全て原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第28号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案第28号朗読】

申請は8ページに記載のとおり4件となります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

議長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号8番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、宅地です。こちらの案件ですが、昭和46年に、亡夫が居宅を建築され、現在に至り、証明基準2に該当します。令和2年8月4日に、地区担当農業委員の立会いのもと現地調査を行い、確認していただきました。

7番 以上、職員から説明がありました1件につきましては、1班としては承認することが適当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局 2班です。整理番号9番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は宅地です。昭和36年に隣地所有者の亡祖父が農作業小屋を建築し、現在に至ります。証明基準2の建築物が設置されている土地に該当します。令和2年8月5日に、地区担当農業委員立会いのもと調査を行い確認していただきました。整理番号10番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は進入路です。証明基準3の道路敷として利用されている土地に該当します。令和2年8月4日に、地区担当農業委員立会いのもと調査を行い確認していただきました。整理番号11番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は宅地です。亡祖父が昭和35年に居宅、昭和36年に倉庫を建築し現在に至ります。証明基準2の建築物が設置されている土地に該当します。令和2年8月5日に、地区担当農業委員立会いのもと調査を行い確認していただきました。

2番 以上、職員から説明がありました3件につきましては、2班としては承認することが適当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ただいまの議案第28号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第28号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第28号は、原案のとおり承認いたしました。
次に、議案第29号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案第29号朗読】

申請は10ページ、に記載のとおり2件であります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 買受適格証明願いについてですが、競売に参加する際に必要な証明です。競売に参加する方が、申請地を農地として利用する場合、農地法第3条に係る買受適格証明願を申請するものです。整理番号1番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。競売の入札期間は令和2年9月23日から9月30日までです。申請地は農用地区域内農地です。願出人は農地所有適格法人で、経営規模を拡大したく申請に及んだものです。整理番号2番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。競売の入札期間は令和2年9月23日から9月30日までです。申請地は農用地区域内農地です。願出人は農地所有適格法人で、経営規模を拡大したく申請に及んだものです。

5番 以上、職員から説明がありました2件につきましては、4班としては承認することが適当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいまの議案第29号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第29号について、原案のとおり承認よいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第29号は、原案のとおり承認いたしました。次に、報告事項に入ります。報告第20号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第20号朗読】

通知は12ページ、13ページの10件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。詳細につきましては、担当職員より説明いたします。

事務局 それでは、合意解約について説明させていただきます。整理番号58番については、経営規模縮小のため、合意解約しました。解約後、新規就農者と契約する予定です。整理番号59番から64番については、同一の解約理由です。農地中間管理事業への契約切り替えに伴い、所属している生葉生産法人へ賃借人を変更するため、

合意解約しました。整理番号65番については、静岡市内での農業から撤退するため、合意解約しました。今後は、所有者が使用します。整理番号66番については、賃借人が死亡のため、合意解約しました。賃借人の子どもに契約を切り替える予定です。整理番号67番については、所属している生葉生産法人へ賃借人を変更するため、合意解約しました。

議長 　　ただいまの報告第20号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 　　よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第20号を終わります。
次に、報告第21号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第21号朗読】**

届出は15ページから21ページの61件がございました。その内訳は、4条の転用が17件、5条の転用が44件で、内訳としましたは、所有権移転が34件、賃借権設定が4件、使用貸借による権利の設定が6件でございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 　　ただいまの報告第21号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 　　よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第21号を終わります。
次に、報告第22号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第22号朗読】**

届出は23ページ、24ページの24件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 　　ただいまの報告第22号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 　　よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第22号を終わります。
次に、報告第23号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第23号朗読】**

申出は26ページの1件がございました。内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、交付いたしました。なお、詳細につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 　　それでは、ご説明いたします。整理番号3は、最適化推進委員と現地確認を行い、適正でありましたので、適格者証明を交付いたしました。

議長 　　ただいまの報告第23号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 　　よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第23号を終わります。
以上をもちまして、静岡市農業委員会第5回総会を閉会いたします。